

青森市子ども・子育て支援事業 計画の達成状況の点検及び評価

令和 5 年 10 月 18 日

目 次

1 点検及び評価の実施方法	1
2 点検及び評価	2
(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策	2
① 全域	4
② 東部地区	5
③ 南部・中部地区	6
④ 西部・北部地区	7
⑤ 浪岡地区	8
(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	10
① 利用者支援事業	11
② 時間外保育事業	12
③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	13
④ 乳児家庭全戸訪問事業	14
⑤ 養育支援訪問事業	15
⑥ 地域子育て支援拠点事業	16
⑦ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり [預かり保育]）	17
⑧ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業 を除く]）	18
⑨ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・ センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）	19
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [就学児のみ]）	20
⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	21
⑫ その他の地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付を 行う事業）	22
(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保の内容	23

①認定こども園の普及に係る基本的考え方等	24
②幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等	25
③質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	26
④教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	27
⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	28
3 青森市子ども・子育て支援事業計画全体の成果	29



1 点検及び評価の実施方法

点検及び評価の対象となる事業

- (1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策 ※ [3事業]
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 [12事業]
 - (3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 [5事業]
- 合計20事業

※「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援事業計画の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業については、「どのくらいの需要があるのか」という『量の見込み』と、量の見込みに対して「いつ、どのくらい供給するのか」という『確保方策』を定めることとなっています。

点検及び評価の実施方法

◇ 個別事業の達成状況（アウトプット）

評価はA B Cの3段階とする。

※子ども・子育て支援事業計画は需給計画であるため、原則、質の評価ではなく、量の見込み（需要）とそれに対応する提供体制（供給）について、相対的に評価します。

【アウトプット評価表】

A	達成
B	概ね達成
C	未達成



評価が高い

評価が低い

◇ 計画全体の成果（アウトカム）

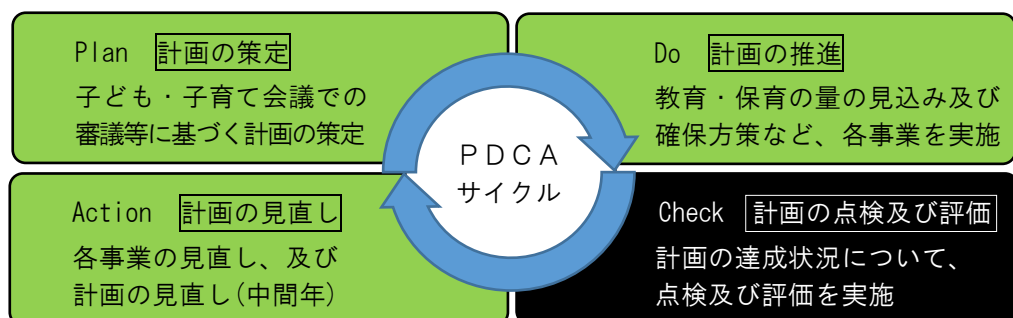
個別事業の達成状況（アウトプット）で評価した「A（達成）」の数にて、計画全体の成果を評価します。

【アウトカム評価表】

A（達成）の数	15個から20個	○：十分な成果を認めることができる
	10個から14個	△：概ね成果を認めることができる
	0個から9個	×：成果が不十分である

計画の進捗管理

毎年度、計画の達成状況について点検及び評価を実施し、必要に応じて各事業や計画を見直します。



2 点検及び評価

(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

第2期青森市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画。計画期間は令和2～令和6年度）における利用定員の考え方、及び評価の基準は次のとおりです。

利用定員の考え方

1号認定子ども【教育】

地区	利用定員の考え方
東部地区 南部・中部地区 西部・北部地区	利用定員が量の見込みを大幅に上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、 新たな利用定員の増加を制限します。
浪岡地区	利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、 施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

2号認定子ども【保育】

地区	利用定員の考え方
東部地区 浪岡地区	利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、 施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。
南部・中部地区	計画期間中に利用定員が量の見込みを上回る見込みであることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、 施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。
西部・北部地区	利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して 利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

3号認定子ども（0歳）【保育】

地区	利用定員の考え方
東部地区 浪岡地区	利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、 施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。
南部・中部地区 西部・北部地区	利用定員が量の見込みを上回っていますが、年度途中の待機児童が発生している※ことから、既存施設に対して 新たな利用定員の増加への制限を行わず、利用定員の設定の適正化を要請します。

※第2期計画は平成30年度実績を基に令和元年度に策定しました。平成30年度までは年度途中の待機児童が発生していましたが、令和元年度以降、待機児童は発生していません。

3号認定子ども（1・2歳）【保育】

地区	利用定員の考え方
東部地区 浪岡地区	利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、 施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。
南部・中部地区 西部・北部地区	計画期間中に利用定員が量の見込みを上回る見込みであることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、 施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

評価の基準

1号認定子ども【教育】

評価	評価の基準	備考
A(達成)	利用定員が入所者数を上回る場合	利用定員が入所者数を上回る場合をA(達成)、下回る場合をC(未達成)として、B(概ね達成)は該当なしとします。
B(概ね達成)	—	【利用定員・入所者数と確保方策の比較について】 第2期計画の教育・保育の確保方策は平成31年4月1日現在の利用定員と等しく設定しています。
C(未達成)	利用定員が入所者数を下回る場合	1号認定子どもは第1期計画がスタートした平成27年度以降、常に利用定員が入所者数を上回り、供給過多の状況となっていることから、利用定員・入所者数と確保方策との比較は評価の基準とせず、利用定員と入所者数の比較により評価します。

2号認定子ども、3号認定子ども（0歳、1・2歳）【保育】

評価	評価の基準
A(達成)	利用定員が確保方策・入所者数を上回る（または同数の）場合
B(概ね達成)	利用定員が確保方策を上回る（または同数である）ものの、入所者数を下回る場合 利用定員が入所者数を上回るものの、確保方策を下回る場合
C(未達成)	利用定員が確保方策・入所者数を下回る場合

用語解説

1号認定子ども

満3歳以上の就学前の子どもであって、幼児教育のみを受ける子ども。

2号認定子ども

満3歳以上の就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども。

3号認定子ども

満3歳未満の保育を必要とする子ども。

利用定員

子ども・子育て支援新制度（平成27年度～）において新たに設定することが必要となった施設ごとの定員。

入所者数

4月1日現在、施設に入所している子どもの人数。

特定教育・保育施設（次ページ以降）

市の確認を受けて、施設型給付・委託費の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所（園）。

地域型保育事業（次ページ以降）

少人数の単位で、主に満3歳未満の子どもを預かる事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）。

① 全域

《令和3年度～令和5年度》

(単位:人)

年度	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
1号～3号 認定子ども												
量の見込み①	1,399	3,941	495	2,321	1,232	3,805	490	2,315	1,103	3,789	484	2,235
確保方策②	2,392	3,945	895	2,322	2,392	3,945	895	2,322	2,392	3,945	895	2,322
特定教育・保育施設	2,392	3,945	868	2,234	2,392	3,945	868	2,234	2,392	3,945	868	2,234
地域型保育事業	-	-	27	88	-	-	27	88	-	-	27	88
差引②-①	993	4	400	1	1,160	140	405	7	1,289	156	411	87
利用定員③	2,140	3,941	924	2,352	2,023	3,919	867	2,295	1,790	3,890	860	2,256
差引③-②	△ 252	△ 4	29	30	△ 369	△ 26	△ 28	△ 27	△ 602	△ 55	△ 35	△ 66
入所者数④	1,400	3,976	385	2,266	1,288	3,845	381	2,167	1,192	3,703	365	2,103
差引③-④	740	△ 35	539	86	735	74	486	128	598	187	495	153

令和5年度における評価

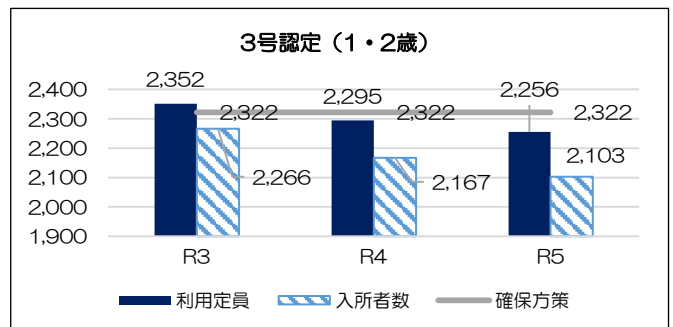
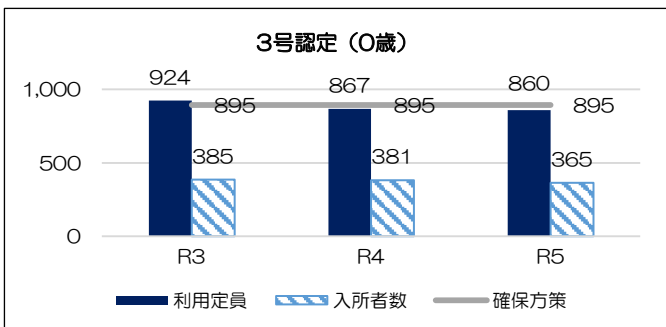
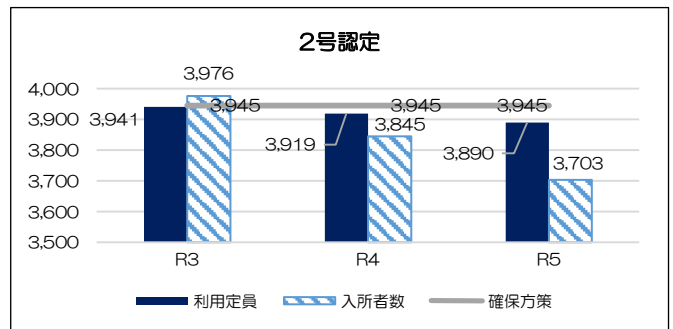
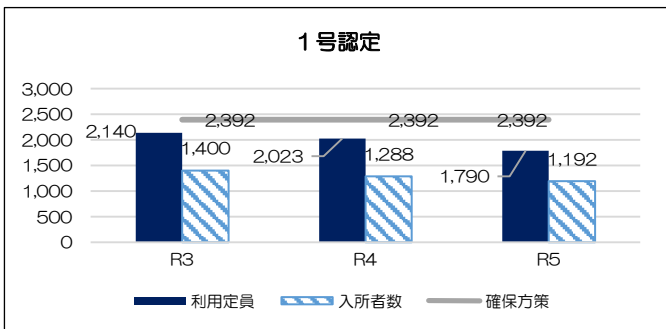
1号～3号認定子ども	評価	評価設定理由
1号	A	利用定員(1,790人)が入所者数(1,192人)を上回っていることから、評価を「A」とします。
2号	B	利用定員(3,890人)が入所者数(3,703人)を上回るものの、確保方策(3,945人)を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号(0歳)	B	利用定員(860人)が入所者数(365人)を上回るものの、確保方策(895人)を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号(1・2歳)	B	利用定員(2,256人)が入所者数(2,103人)を上回るものの、確保方策(2,322人)を下回っていることから、評価を「B」とします。

【参考】施設の移行状況及び利用定員の増減(令和4年4月1日現在と令和5年4月1日現在の比較)

保育所等から幼保連携型認定こども園に移行した施設はありませんでした。

利用定員は1号が233人減少、2号が29人減少、3号(0歳)が7人減少、3号(1・2歳)が39人減少しました。

【参考】利用定員と入所者数の推移



②東部地区

《令和3年度～令和5年度》

(単位:人)

年度 1号～3号 認定子ども	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み①	293	683	107	418	240	651	108	424	197	640	109	415
確保方策②	626	766	160	438	626	766	160	438	626	766	160	438
特定教育・保育施設 地域型保育事業	626	766	154	406	626	766	154	406	626	766	154	406
	-	-	6	32	-	-	6	32	-	-	6	32
差引②-①	333	83	53	20	386	115	52	14	429	126	51	23
利用定員③	488	744	172	438	458	744	170	430	403	725	169	427
差引③-②	△ 138	△ 22	12	0	△ 168	△ 22	10	△ 8	△ 223	△ 41	9	△ 11
入所者数④	311	763	78	417	277	731	75	402	252	667	72	385
差引③-④	177	△ 19	94	21	181	13	95	28	151	58	97	42

令和5年度における評価※

1号～3号認定子ども	評価	評価設定理由
1号	A	利用定員（403人）が入所者数（252人）を上回っていることから、評価を「A」とします。
2号	B	利用定員（725人）が入所者数（667人）を上回るものの、確保方策（766人）を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号（0歳）	A	利用定員（169人）が確保方策（160人）・入所者数（72人）を上回っていることから、評価を「A」とします。
3号（1・2歳）	B	利用定員（427人）が入所者数（385人）を上回るものの、確保方策（438人）を下回っていることから評価を「B」とします。

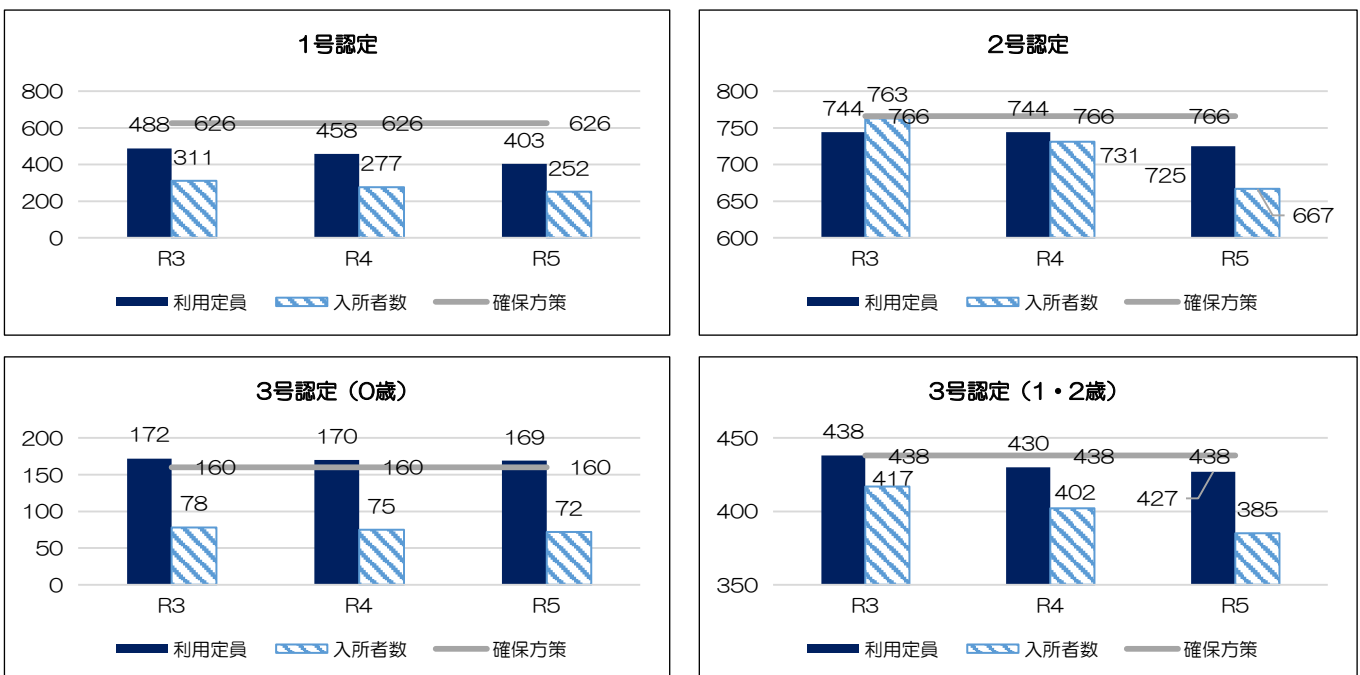
※計画全体の成果（29ページ）は全域の評価によるため、東部地区をはじめとする区域ごとの評価は参考扱い

【参考】施設の移行状況及び利用定員の増減（令和4年4月1日現在と令和5年4月1日現在の比較）

保育所等から幼保連携型認定子ども園に移行した施設はありませんでした。

利用定員は1号が55人減少、2号が19人減少、3号（0歳）が1人減少、3号（1・2歳）が3人減少しました。

【参考】利用定員と入所者数の推移



③南部・中部地区

《令和3年度～令和5年度》

(単位:人)

年度 1号～3号 認定子ども	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み①	614	1,661	216	1,000	549	1,620	218	982	501	1,627	219	934
確保方策②	951	1,640	391	959	951	1,640	391	959	951	1,640	391	959
特定教育・保育施設 地域型保育事業	951	1,640	382	929	951	1,640	382	929	951	1,640	382	929
	-	-	9	30	-	-	9	30	-	-	9	30
差引②-①	337	△ 21	175	△ 41	402	20	173	△ 23	450	13	172	25
利用定員③	880	1,661	396	977	840	1,652	345	947	730	1,651	339	922
差引③-②	△ 71	21	5	18	△ 111	12	△ 46	△ 12	△ 221	11	△ 52	△ 37
入所者数④	602	1,595	151	964	567	1,583	155	880	546	1,518	144	876
差引③-④	278	66	245	13	273	69	190	67	184	133	195	46

令和5年度における評価

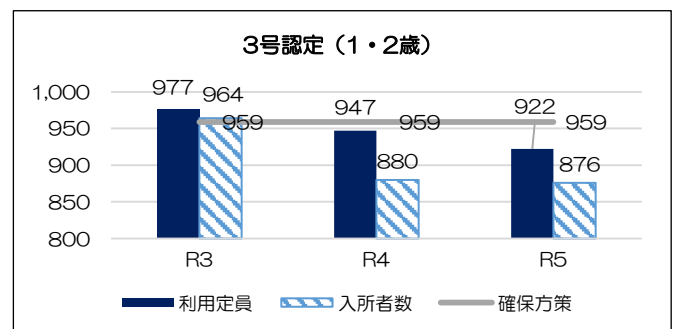
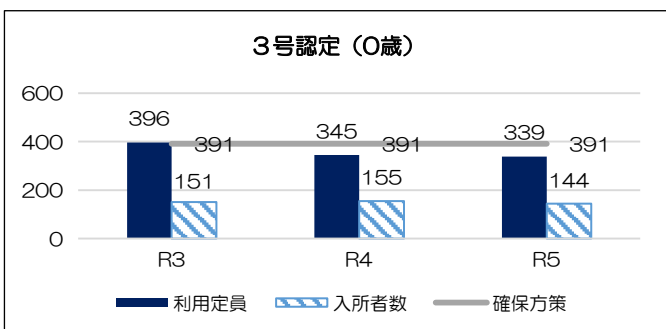
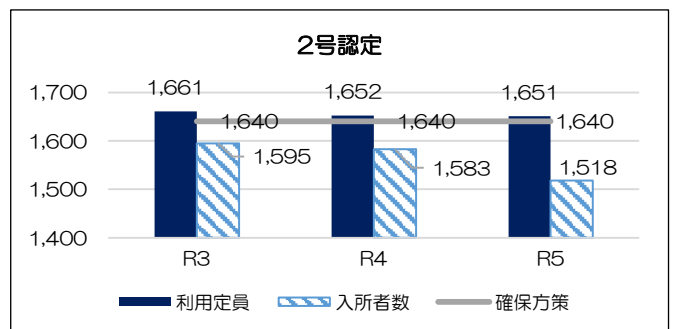
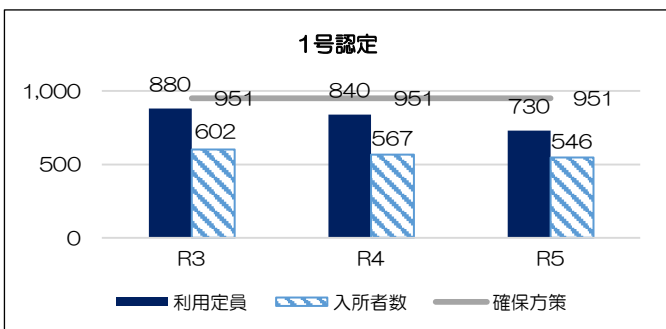
1号～3号認定子ども	評価	評価設定理由
1号	A	利用定員（730人）が入所者数（546人）を上回っていることから、評価を「A」とします。
2号	A	利用定員（1,651人）が確保方策（1,640人）・入所者数（1,518人）を上回っていることから、評価を「A」とします。
3号（0歳）	B	利用定員（339人）が入所者数（144人）を上回るものの、確保方策（391人）を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号（1・2歳）	B	利用定員（922人）が入所者数（876人）を上回るものの、確保方策（959人）を下回っていることから、評価を「B」とします。

【参考】施設の移行状況及び利用定員の増減（令和4年4月1日現在と令和5年4月1日現在の比較）

保育所等から幼保連携型認定こども園に移行した施設はありませんでした。

利用定員は1号が110人減少、2号が1人減少、3号（0歳）が6人減少、3号（1・2歳）が25人減少しました。

【参考】利用定員と入所者数の推移



④西部・北部地区

《令和3年度～令和5年度》

(単位:人)

年度 1号～3号 認定子ども	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み①	450	1,295	138	732	399	1,250	129	739	358	1,245	120	723
確保方策②	712	1,221	270	716	712	1,221	270	716	712	1,221	270	716
特定教育・保育施設 地域型保育事業	712	1,221	258	690	712	1,221	258	690	712	1,221	258	690
	-	-	12	26	-	-	12	26	-	-	12	26
差引②-①	262	△ 74	132	△ 16	313	△ 29	141	△ 23	354	△ 24	150	△ 7
利用定員③	664	1,221	282	735	619	1,220	278	722	541	1,228	281	721
差引③-②	△ 48	0	12	19	△ 93	△ 1	8	6	△ 171	7	11	5
入所者数④	423	1,344	131	717	368	1,292	123	716	326	1,280	117	676
差引③-④	241	△ 123	151	18	251	△ 72	155	6	215	△ 52	164	45

令和5年度における評価

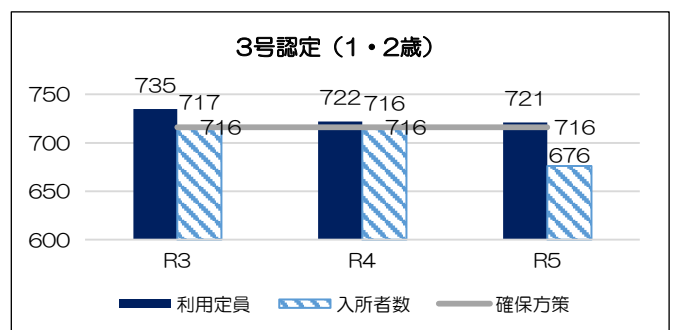
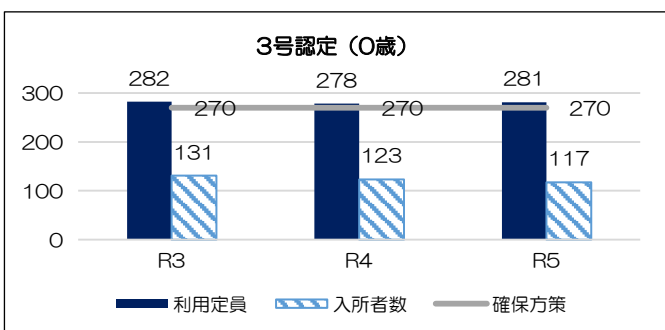
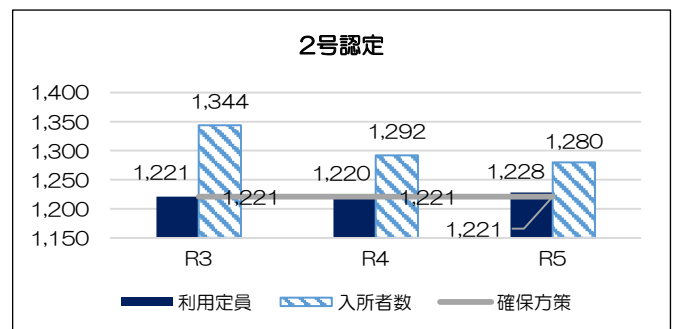
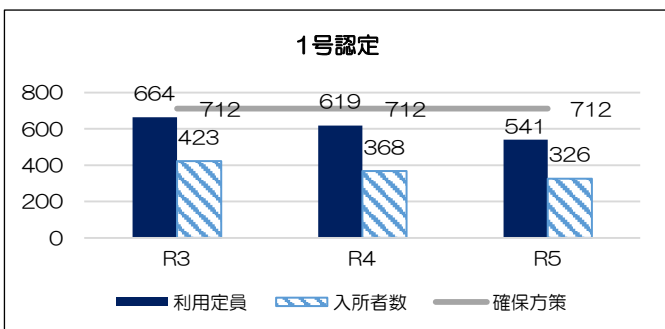
1号～3号認定子ども	評価	評価設定理由
1号	A	利用定員(541人)が入所者数(326人)を上回っていることから、評価を「A」とします。
2号	B	利用定員(1,228人)が確保方策(1,221人)を上回るものの、入所者数(1,280人)を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号(0歳)	A	利用定員(281人)が確保方策(270人)・入所者数(117人)を上回っていることから、評価を「A」とします。
3号(1・2歳)	A	利用定員(721人)が確保方策(716人)・入所者数(676人)を上回っていることから、評価を「A」とします。

【参考】施設の移行状況及び利用定員の増減(令和4年4月1日現在と令和5年4月1日現在の比較)

保育所等から幼保連携型認定こども園に移行した施設はありませんでした。

利用定員は1号が78人減少、2号が8人増加、3号(0歳)が3人増加、3号(1・2歳)が1人減少しました。

【参考】利用定員と入所者数の推移



⑤ 浪岡地区

《令和3年度～令和5年度》

(単位:人)

年度 1号～3号 認定子ども	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み①	42	302	34	171	44	284	35	170	47	277	36	163
確保方策②	103	318	74	209	103	318	74	209	103	318	74	209
特定教育・保育施設 地域型保育事業	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
差引②-①	61	16	40	38	59	34	39	39	56	41	38	46
利用定員③	108	315	74	202	106	303	74	196	116	286	71	186
差引③-②	5	△ 3	0	△ 7	3	△ 15	0	△ 13	13	△ 32	△ 3	△ 23
入所者数④	64	274	25	168	76	239	28	169	68	238	32	166
差引③-④	44	41	49	34	30	64	46	27	48	48	39	20

令和5年度における評価

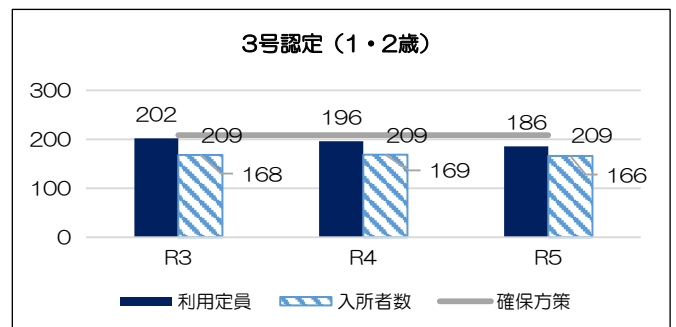
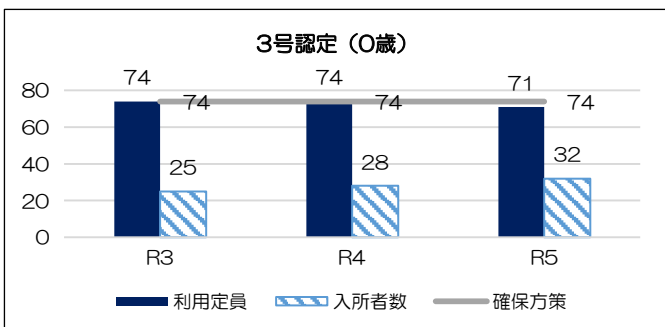
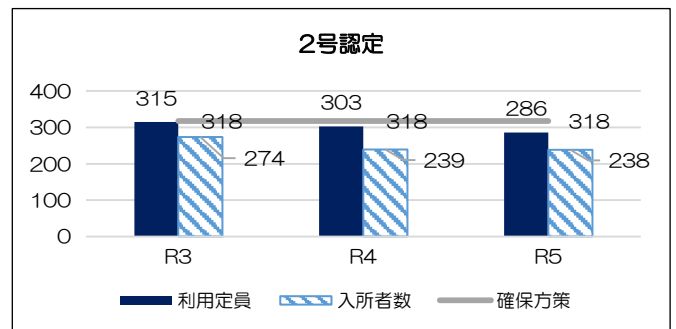
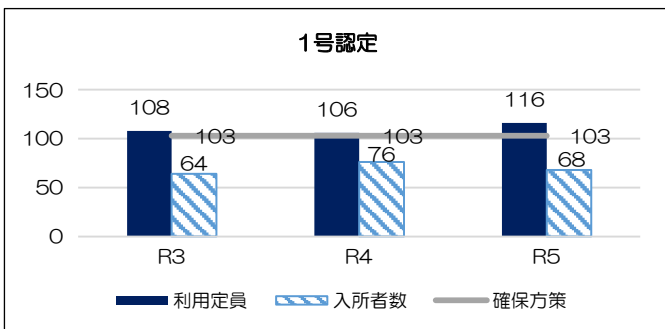
1号～3号認定子ども	評価	評価設定理由
1号	A	利用定員（116人）が入所者数（68人）を上回っていることから、評価を「A」とします。
2号	B	利用定員（286人）が入所者数（238人）を上回るものの、確保方策（318人）を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号（0歳）	B	利用定員（71人）が入所者数（32人）を上回るものの、確保方策（74人）を下回っていることから、評価を「B」とします。
3号（1・2歳）	B	利用定員（186人）が入所者数（166人）を上回るものの、確保方策（209人）を下回っていることから、評価を「B」とします。

【参考】施設の移行状況及び利用定員の増減（令和4年4月1日現在と令和5年4月1日現在の比較）

保育所等から幼保連携型認定こども園に移行した施設はありませんでした。

利用定員は1号が10人増加、2号が17人減少、3号（0歳）が3人減少、3号（1・2歳）が10人減少しました。

【参考】利用定員と入所者数の推移



事業の課題または今後の方向性

1号認定

各地区の利用定員が入所者数を上回ったことにより、**全域**としても利用定員が入所者数を上回っており、**十分な提供体制を確保できています。**

2号認定

南部・中部地区では、利用定員が確保方策・入所者数を上回っており、**東部地区、浪岡地区**では、利用定員が確保方策を下回るものの、**入所者数を上回っており、十分な提供体制が確保できています。**

しかしながら、**西部・北部地区**では、利用定員が確保方策を上回るものの、**入所者数を下回っています。**

この結果、**全域**としては利用定員が確保方策を下回るものの、**入所者数を上回っていることから、十分な提供体制を確保できていると言えますが、西部・北部地区においては、利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを働きかけます。**

3号認定（0歳）

東部地区、西部・北部地区では利用者数が確保方策・入所者数を上回っており、**南部・中部地区、浪岡地区**では、利用定員が確保方策を下回るものの、**入所者数を上回っています。**

この結果、**全域**としては利用定員が確保方策を下回るものの、**入所者数を上回っていることから、十分な提供体制を確保できています。**

3号認定（1・2歳）

西部・北部地区では利用定員が確保方策・入所者数を上回っており、**東部地区、南部・中部地区、浪岡地区**では、利用定員が確保方策を下回るものの、**入所者数を上回っています。**

この結果、**全域**としては利用定員が確保方策を下回るものの、**入所者数を上回っていることから、十分な提供体制を確保できています。**

【参考】第2期青森市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～令和6年度）における「教育・保育の量の見込み及び確保方策」のポイント

第2期計画期間内においては、市全域の教育・保育の総量は充足しているものの、利用定員不足が見込まれる認定区分や区域があることから、原則として新たな教育・保育施設等の新規認可等によらず、既存の教育・保育施設等において、引き続き

- ①幼稚園の認定こども園への移行による2歳児の受け入れ促進
- ②施設整備等による既存施設の利用定員の増加
- ③利用定員設定の適正化

など、区域ごとのきめ細かな確保方策を定めることとしています。

〔なお、確保方策としての「認可外保育施設の地域型保育事業への移行等」については、第2期計画期間内に限り既存の認可外保育施設の移行のみ認可することとしています。〕

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
私立保育所等運営事業	9,849,916	10,527,393	10,638,746	10,571,217	10,570,002	10,609,008

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

評価の基準

①確保方策として具体的な数値を設定している事業

評価	評価の基準
A(達成)	確保方策が利用実績を上回る（または同数の）場合
	確保方策が利用実績を下回るものの、全ての利用希望者が事業を利用できた場合
B(概ね達成)	確保方策が利用実績を下回り、利用希望者の中に事業を利用できなかった者が少数いた場合
C(未達成)	確保方策が利用実績を下回り、利用希望者の多くが事業を利用できなかった場合

②確保方策として具体的な数値を設定する必要がない事業

評価	評価の基準
A(達成)	確保方策として設定している実施体制等と利用実績を考慮し、事業ごとに達成状況の評価します。
B(概ね達成)	
C(未達成)	

①利用者支援事業

事業概要

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業。

「基本型」は子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等を実施するとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業。

「母子保健型」は妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援や支援プランの作成等を行う事業。

確保方策・実績、評価

事業実施箇所数

(単位:箇所)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
実績	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
評価		A	A	A	A	

施設(1箇所):あおもり親子はぐくみプラザ

評価設定理由

確保方策が実績と同数であることから、評価は「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

あおもり親子はぐくみプラザでは、保健師・看護師・保育士・社会福祉士・助産師・栄養士・臨床心理士等を配置しており、引き続き、多職種がチームとなって妊娠期から子育て期の支援を包括的、継続的、効率的に推進していきます。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
利用者支援事業	2,176	2,159	2,351	2,613	2,588	2,835

【参考】事業に関連する指標

(単位:件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	804	684	1,189	895	1,060

②時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業（延長保育事業）。

確保方策・実績、評価

利用者数

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	2,666	2,573	2,465	2,373	2,281
実績	1,887	1,797	1,625		
評価	A	A	A		

評価設定理由

確保方策が実績を上回ることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用者数は減少しましたが、全ての利用希望者が事業を利用できていることから、**今後も提供体制を維持できるよう、各施設に事業の継続を働きかけます。**

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
延長保育促進事業	90,177	87,974	80,237	79,817	76,350	84,905

【参考】事業に関連する指標

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施施設数	99箇所	105箇所	106箇所	96箇所	99箇所

③放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、近隣の公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

確保方策・実績、評価

利用者数

(単位:人)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	低学年	2,256	2,197	2,182	2,124	2,061
	高学年	771	758	741	713	695
	計	3,027	2,955	2,923	2,837	2,756
実績	低学年	2,308	2,301	2,346		
	高学年	711	757	749		
	計	3,019	3,058	3,095		
評価		A	A	A		

評価設定理由

確保方策が実績を下回るものの、全ての利用希望者が事業を利用できたことから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

全ての利用希望者が事業を利用できています。引き続き、全ての利用希望者が利用できるよう、学校との連携を強化します。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
放課後児童対策事業	55,812	58,659	56,708	55,070	58,576	74,544
職員人件費(放課後支援員)	331,085	357,209	398,387	444,869	466,474	596,891

【参考】事業に関連する指標

(各年度4月1日時点)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開設箇所数	55箇所	53箇所	53箇所	51箇所	51箇所
利用定員	2,975人	3,025人	2,997人	3,253人	3,253人

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

原則として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

確保方策・実績、評価

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施体制等	実施体制：保健師、委託訪問指導員 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ				
実績	利用者数 (人)	1,350	1,309	1,266		
評価		A	A	A		

評価設定理由

全ての利用希望者の家庭を訪問し、訪問指導を実施できたことから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

家庭訪問を実施する際の基礎資料となる新生児出生通知書の提出について周知を図るほか、同通知書を提出しない家庭に対し、電話で家庭訪問の約束をするなど、引き続き、訪問実施率の向上に努めます。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
妊産婦新生児訪問指導事業	4,738	4,783	3,519	3,866	3,866	3,836
未熟児訪問指導事業	33	87	28	32	87	42

【参考】事業に関連する指標

(単位:%)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問実施率(訪問数/産婦訪問対象数)	86.23	90.47	91.18	90.23	94.65

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

確保方策・実績、評価

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施体制等	実施体制：保育士、保健師等 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ				
実績	利用者数 (人)	162	121	152		
評価		A	A	A		

評価設定理由

全ての利用希望者の家庭を訪問し、養育支援を実施できたことから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

養育支援が特に必要な家庭に対して、引き続き、家庭訪問による養育に関する相談、指導、助言等を行い、当該家庭の支援に努めます。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
養育支援事業	329	810	742	525	167	84

⑥地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

確保方策・実績、評価

利用者数・事業実施箇所数

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	利用者数(延べ)	69,835人	67,313人	64,429人	61,961人	59,481人
	事業実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
実績	利用者数(延べ)	32,376人	20,363人	27,334人		
	事業実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所		
評価		A	A	A		

評価設定理由

確保方策が利用実績を上回ることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用者数は減少しましたが、引き続き、事業の周知・PRに努め、市内8箇所*で乳幼児とその保護者が相互交流を行える場所を提供し、子育てに関する相談・講習・情報の提供を行います。

*8箇所 → ・あおり親子はぐくみプラザ ・つどいの広場「さんぽぽ」

・地域子育て支援センター6箇所（ねむのき保育園、ひまわり保育園、和幸保育園、佃保育園、あさひ保育園、認定こども園しらゆり保育園）

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
地域子育て支援センター事業	50,651	51,925	52,447	52,619	53,074	54,123
つどいの広場運営事業	5,324	5,057	4,961	5,613	5,690	6,115

⑦一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育]）

事業概要

幼稚園在園児等を対象に、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業。

確保方策・実績、評価

利用者数

(単位:人(延べ人数))

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	83,021	80,491	75,712	73,391	70,251
実績	94,119	88,725	86,234		
評価	A	A	A		

評価設定理由

確保方策が実績を下回るものの、全ての利用希望者が事業を利用できたことから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用者数は減少しましたが、保護者の就労等に伴う保育ニーズに対応できる事業であることから、**引き続き、全ての幼稚園、認定こども園での事業実施を働きかけます。**

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
一時預かり事業	107,040	119,241	104,126	93,556	94,568	114,740

【参考】事業に関連する指標

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一時預かり事業(在園児対象型)実施施設数	49箇所	56箇所	56箇所	50箇所	52箇所

⑧一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

事業概要

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所において、一時的に預かる事業。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

確保方策・実績、評価

利用者数

（単位：人（延べ人数））

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	一時預かり事業	8,321	7,319	6,486	5,788	5,202
	子育て援助活動支援事業	835	758	693	624	563
	計	9,156	8,077	7,179	6,412	5,765
実績	一時預かり事業	5,268	4,524	3,225		
	子育て援助活動支援事業	1,264	1,571	1,206		
	計	6,532	6,095	4,431		
評価		A	A	A		

評価設定理由

確保方策が実績を上回ることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）

新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用者数は減少しましたが、多様な一時預かりのニーズがあることから、引き続き、対象となる全ての施設での事業実施を目指し、各施設に事業実施を働きかけます。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

子育て世帯が当該事業を利用することにより、子育てと仕事の両立に役立つなど、子育て世帯の負担軽減に繋がることから、今後も事業を継続します。

【参考】関連事業決算額・予算額

（単位：千円）

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
一時預かり事業	107,040	119,241	104,126	93,556	94,568	114,740
ファミリー・サポート・センター事業	5,906	6,119	6,246	6,474	6,537	6,651

【参考】事業に関連する指標

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一時預かり事業（在園児対象型を除く）実施施設数	68 箇所	73 箇所	73 箇所	58 箇所	53 箇所
一時預かり事業（在園児対象型を除く）利用定員	89,392 人	96,792 人	97,119 人	78,792 人	69,090 人

※ファミリー・サポート・センターの登録会員数はP20 参照

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業
[病児・緊急対応強化事業]）

事業概要

○病児保育事業

病児又は病後児を保育所（園）等の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

確保方策・実績、評価

利用者数

（単位：人（延べ人数））

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	病児保育事業	695	673	653	631	608
	子育て援助活動支援事業	94	91	89	86	83
	計	789	764	742	717	691
実績	病児保育事業	360	697	629		
	子育て援助活動支援事業	62	75	77		
	計	422	772	706		
評価		A	A	A		

評価設定理由

確保方策が実績を上回ることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

○病児保育事業

病児保育のニーズは感染症の流行に左右されるなど変動的であり、**全ての地区で事業を実施することが望ましいことから、引き続き、周知・PRに努めながら、市内4箇所※での事業を継続します。**

※4箇所 → ①蛸貝保育園（東部地区）、②病児一時保育所（南部・中部地区）、
③こども園青い鳥（西部・北部地区）、④こども園瑞穂（浪岡地区）

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

病児・病後児の預かりは、**子育て家庭の様々なニーズに対応するための支援の一つであることから、今後も事業を継続します。**

【参考】関連事業決算額・予算額

（単位：千円）

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
病児一時保育事業	36,411	38,811	39,261	39,134	39,313	41,412
ファミリー・サポート・センター事業	5,906	6,119	6,246	6,474	6,537	6,651

【参考】事業に関連する指標

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
病児保育事業実施施設数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
病児保育事業利用定員	5,624人	5,624人	5,643人	5,586人	5,586人

※ファミリー・サポート・センターの登録会員数はP20参照

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]）

事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

確保方策・実績、評価

利用者数

(単位:人(延べ人数))

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	395	395	395	395	395
実績	299	468	225		
評価	A	A	A		

評価設定理由

確保方策が実績を上回ることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

就学児における放課後児童会等への送迎、冠婚葬祭や買い物等の外出の際の預かりなど、子育て家庭の様々なニーズに対応するための支援の一つであることから、今後も事業を継続します。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
ファミリー・サポート・センター事業	5,906	6,119	6,246	6,474	6,537	6,651

【参考】事業に関連する指標

(単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録会員数(援助を受けることを希望する者)	1,501	1,508	1,437	1,374	1,407
登録会員数(援助を行うことを希望する者)	170	162	145	139	129
登録会員数(上記のいずれも希望する者)	18	17	15	15	11

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

確保方策・実績、評価

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施場所等	実施場所：妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制：県医師会との契約（公立病院は直接契約） 検査項目：基本健診、各種検査等 実施時期：受診票交付の日から出産の日まで				
実績	利用者数	1,473	1,337	1,344		
	健診回数	17,945	17,305	16,492		
評価		A	A	A		

評価設定理由

全ての利用希望者に対して妊婦健康診査を実施できたことから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

妊婦の健康管理の充実を図るため、引き続き、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
妊婦健康診査事業	181,683	173,648	159,895	152,260	157,152	158,615

【参考】事業に関連する指標

(単位:%)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊婦健康診査受診率 (1回目妊婦健診受診者数/妊娠届出者数)	98.96	* 100.38	98.99	98.82	* 101.28

※妊婦健康診査受診率が100%を超える場合があるのは、転入等により妊婦健診受診者数と妊娠届出者数が必ずしも一致しないため。(既に妊娠されている方が青森市に転入した場合、妊娠の届出は前住所地にて行っているが、青森市で妊婦健診を受診するケースがある。)

⑫その他の地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付を行う事業）

事業概要

保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等及び副食材料費の一部を給付する事業。

確保方策・実績、評価

利用施設数

(単位:施設)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	5	5	5	5	5
実績	2	0	0		
評価	A	A	A		

評価設定理由

給付申請が無かったため実績はありませんでしたが、利用希望者に対して給付する環境が整備されていることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

子育て世帯の経済的負担の軽減に資することから、引き続き、施設に対する周知・PRに努めます。

また、幼児教育・保育の無償化による3歳から5歳児の給食費の実費徴収に係る市町村民税非課税世帯等に対する給食費等の補助を今後も継続します。

【参考】関連事業決算額・予算額

(単位:千円)

年度	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額
実費徴収額補足給付事業	170	203	6	0	0	289

(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

評価の基準

評価	評価の基準
A(達成)	「教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」の各事業については、各事業の取組や実績により達成状況を評価します。
B(概ね達成)	
C(未達成)	



①認定こども園の普及に係る基本的考え方等

事業概要

認定こども園は幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、国は認定こども園の普及を図ることとしていることから、認定こども園に移行したい幼稚園や保育所（園）が円滑に移行できるよう、幼稚園や保育所（園）からの相談に対して助言を行うとともに、施設の利用状況等の情報を提供します。

特に、本市では教育・保育の総量としては充足していますが、認定区分や教育・保育提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、認定区分ごとの偏在を解消し必要数を確保するため、幼稚園に対して認定こども園への移行を要請します。

取組・実績

(単位:園)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標 (4月1日現在)	設置数	0	1	3	3	3
	設置総数(累計)	47	48	51	54	57
実績 (4月1日現在)	設置数	0	3	0	0	
	設置総数(累計)	47	49	49	49	

評価

B

評価設定理由

認定こども園への移行予定について令和元年度に各施設に対し調査した結果に基づき、令和5年度の目標設置数を3としていましたが、認定こども園に移行した実績はありませんでした。その結果、設置総数の目標値54園に対し実績が49園となり、実績が目標を下回りましたが、幼稚園や保育所からの相談に対し、施設の利用状況等の情報を踏まえた助言を行うなど、認定こども園の普及に係る取組を実施できたことから、評価を「B」とします。

事業の課題または今後の方向性

施設に対し、今後も認定こども園への移行を働きかけるため、毎年、施設に対し認定こども園への移行予定について調査を行うほか、施設からの相談に対して助言を行うなど、施設の要望に沿ったきめ細かな支援に努めます。

②幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等

事業概要

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、市主催で、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業者及び認可外保育施設の幼稚園教諭や保育士等に対する合同研修を実施しており、今後も、関係団体等と連携しながら合同研修を継続します。

取組・実績

平成 27 年度以降、幼稚園教諭と保育士等を対象とした合同研修を開催しています。
令和 4 年度の合同研修開催回数は 2 回、参加者数は 63 名となりました。

評 価

A

評価設定理由

幼稚園教諭と保育士等を対象とした合同研修は、教育・保育施設職員の資質向上に資するものであり、質の高い教育・保育の提供につながります。

平成 27 年度以降、継続して合同研修を開催しており（令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り）、幼稚園教諭と保育士等のスキルアップが図られていることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、合同研修会数及び参加者数が減少していますが、質の高い教育・保育を提供できるよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら、**幼稚園教諭と保育士等を対象とした合同研修を開催します。**

【参考】過去の実績

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合同研修開催回数	10 回	8 回	3 回	0 回	2 回
参加者数	436 人	429 人	104 人	0 人	63 人

③質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

事業概要

本市では、青森市子どもの権利条例（平成 24 年制定）に基づく子どもの権利を保障するに当たり、子どもの成長と発達に配慮した支援が行われることを基本理念の一つとしています。

子どもの成長と発達に配慮した支援を行うには、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが重要であり、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図ることが必要です。

そのために、幼稚園教諭、保育士等の研修の充実や施設や事業者に対し適切な指導等を実施していきます。

取組・実績

幼稚園教諭・保育士等の研修について、青森市私立幼稚園協会では夏季・冬季研修を、青森市保育連合会では新任保育士・保育士・施設長研修等を開催しているほか、市では平成 27 年度から保育士を対象とした研修や幼稚園教諭・保育士等に対する合同研修を開催しており、令和 4 年度の合同研修開催回数は 2 回、参加者数は 63 名となりました。また、平成 28 年度から認定こども園で働く保育教諭を確保するため、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を取得するための費用を補助しています。

施設や事業者に対する適切な指導については、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等に対する運営説明会を通じ、新たな制度や施設運営に必要な知識について指導しています。

評価設定理由

評価

A

平成 27 年度以降、幼稚園教諭と保育士等を対象とした合同研修を開催しているほか、集団指導や保育教諭の確保に向けた資格取得支援を行っています。これらの取組により、幼稚園教諭と保育士等の専門性の向上が図られていることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、資格取得支援利用者数が 0 人となりましたが、質の高い教育・保育の提供及び子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を目的として、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら、**幼稚園教諭と保育士等を対象とした合同研修をはじめ、施設長に対する指導や、保育教諭の確保に向けた資格取得支援を行います。**

【参考】過去の実績

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合同研修開催回数	10 回	8 回	3 回	0 回	2 回
参加者数	436 人	429 人	104 人	0 人	63 人
資格取得支援利用者数	1 人	6 人	0 人	0 人	0 人

④教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

事業概要

地域全体で子育て支援に取り組むため、あおもり親子はぐくみプラザ及び各地区の地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設及び地域型保育事業者相互の連携を図ります。

また、幼児期の教育・保育から小学校教育への指導の流れが一貫したものになるよう、関係機関と協力しながら、認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を図ります。

取組・実績

教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携については、地域子育て支援拠点であるあおもり親子はぐくみプラザ、各地区の地域子育て支援センターやつどいの広場「さんぽぽ」において、子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談・講習・情報の提供等を行った（令和4年度講習会等開催回数：485回）ほか、地域子育て支援センターでの子育てサークルの育成や活動支援に努めました。

また、地域子育て支援センター、保育所、認定こども園等が連携し、「子育てひろば」を開催しました。（令和4年度子育てひろば開催回数：1回）

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携については、小学校と学区内の認定こども園・幼稚園・保育所が、子ども同士の交流や教職員等による子どもに関する情報交換等のほか、幼・保・小連携に係る情報交換会を開き、情報交換や意見交換を通して、幼児教育と小学校教育の連携を図りました。

評 価

A

評価設定理由

地域子育て支援拠点において、子育てに関する講習等を開催したほか、令和4年度は子ども同士の交流や教職員による子どもに関する情報交換会、幼・保・小連携による情報交換を行いました。

これらの取組により、教育・保育施設間の連携及び認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携を図ることができたことから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てひろば開催回数は減少しましたが、地域子育て支援拠点における子育てに関する講習の開催回数は増加しており、引き続き、地域子育て支援拠点において、**子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談・講習・情報の提供に努めます。**また、より身近な地域で支援が受けられるよう、市私立幼稚園協会、市保育連合会、小学校、PTA、地区社会福祉協議会、町会、市民ボランティア、民生委員・児童委員等の連携を強化し、**子育てに関する相談体制、親同士の交流や学びあいの場の充実を図ります。**

教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携については、**あおもり親子はぐくみプラザを中心に各地区の地域子育て支援センターとの連携を図っています。**

【参考】過去の実績

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講習会等開催回数	462回	472回	335回	358回	485回
子育てひろば開催回数	27回	30回	6回	2回	1回

⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

事業概要

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施されたことに伴い、子育てのための施設等利用給付制度が創設され、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けた認可外保育施設等を利用した場合に給付を受けることができるようになりました。

本市では、子育てのための施設等利用給付制度の円滑な実施に向けて、保護者への情報提供をはじめ、施設・事業者への周知に努めるとともに、給付対象となる施設・事業についても、施設の指導監査及び立入調査を実施し、保育の質の確保に努めます。

取組・実績

保護者に対しては、市ホームページへの掲載等により、広く当該制度の周知を図ったほか、施設・事業者に対しては、メール等による日常的な情報提供に加え、市ホームページへの資料掲載により、当該制度の周知に努めました。

また、令和4年度においては、特定子ども・子育て支援施設等全110箇所に対して指導監査を行い、特定子ども・子育て支援施設等の適正な運営に基づく幼児教育・保育の質の確保に努めました。

評 価

A

評価設定理由

子育てのための施設等利用給付制度の円滑な実施に向けて、市ホームページにより、保護者及び施設・事業者に対する積極的な情報提供を行っているほか、特定子ども・子育て支援施設等に対して指導監査を行い、幼児教育・保育の質の確保を図っていることから、評価を「A」とします。

事業の課題または今後の方向性

子育てのための施設等利用給付制度については、保護者及び施設・事業者に対する情報提供により、当該制度の周知が図られており、引き続き、**積極的な情報提供に努めます。**

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながら、**効率的・効果的な実施に取り組みます。**

3 青森市子ども・子育て支援事業計画全体の成果

○個別事業の達成状況（アウトプット）【再掲】

事業		評価
教育・保育の量の見込み及び確保方策		
1	1号認定	A
2	2号認定	B
3	3号認定（0歳及び1・2歳）	B
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策		
4	利用者支援事業	A
5	時間外保育事業	A
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	A
7	乳児家庭全戸訪問事業	A
8	養育支援訪問事業	A
9	地域子育て支援拠点事業	A
10	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）	A
11	一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）	A
12	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	A
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕）	A
14	妊婦に対して健康診査を実施する事業	A
15	その他の地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付を行う事業）	A
教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容		
16	認定こども園の普及に係る基本的考え方等	B
17	幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等	A
18	質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	A
19	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	A
20	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	A

○計画全体の成果（アウトカム）

個別事業の達成状況（アウトプット）の A（達成）の数	計画全体の成果（アウトカム）
17個／20個	○

アウトカム評価表（参考）

A（達成）の数	15個から20個	○：十分な成果を認めることができる
	10個から14個	△：概ね成果を認めることができる
	0個から9個	×：成果が不十分である